

『野洲市エネルギー価格高騰対策事業者支援金』 第2弾

申請要領

【概要】 ※対象者や申請方法など詳しい要件は必ず確認してください。

1. 目的・趣旨

エネルギー価格等の高騰が長引くなか、その影響を受ける市内に事業所を有する中小企業基本法に定められた中小企業が所有する車両の一部経費を交付し、負担軽減を図るための支援金です。

※1 詳しくは6ページをご覧ください。

2. 支援金の額

対象車両 1台20,000円 (但し、個人事業主は1台、法人は5台を上限とする。)

3. 対象者

次の①～⑤をすべて満たしていること(詳しくは2ページへ)。

- ① 令和7年3月31日以前から引き続き野洲市内に事業所を有し、今後も市内で事業を継続する意思のある個人事業主または法人。
- ② 副業ではなく、反復継続的に営利目的で事業を営み、確定申告をしている事業者。
- ③ 事業のために所有し、または自動車リース事業者とのリース契約に基づき借用している車両がある事業者 ((個人)事業主名義 (法人)法人名義に限る)。
- ④ 市税の未納がない事業者。
- ⑤ 車両燃料費について、原油価格高騰にかかる他の公的制度に基づく補助や助成を受けていない事業者。

4. 対象車両

※事業の用に供し、自動車検査証(電子車検証の場合は自動車検査証記録事項)の記載が全項目で下記に該当する車両に限る。

自動車検査証の項目	記載内容
登録年月日／交付年月日	申請日以前の日付。
自動車の種別	「普通」、「小型」、「軽自動車」(被けん引車を除く、4輪以上の車両)。
所有者の氏名又は名称、所有者の住所	【所有の場合】(個人)事業主名義、(法人)法人名義に限る。 【リースの場合】リース会社の名義。
使用者の氏名又は名称、使用者の住所	【所有、リースともに】 (個人)事業主名義、(法人)法人名義に限る。
使用の本拠の位置	野洲市内であること。
有効期間の満了する日	申請時点で有効な日付。

(注)自動車検査証(電子車検証の場合は自動車検査証記録事項)の「＊＊＊」という表記は、所有者と使用者が同一であること、または使用の本拠の位置と使用者の住所が同一であることを示します。

5. 申請期間

令和7年9月16日(火)～令和7年11月28日(金) (期間内の消印有効)

※予算額に達した時点で受付が締め切りとなりますのでご了承下さい。

(問い合わせ・申請先)

野洲市商工会

「エネルギー価格高騰対策事業者支援金事業」係

〒520-2423 野洲市西河原2400番地
電話 077-589-4880

(平日: 9:00～17:00)

1. 申請要件など(申請の前に必ずご確認ください！)

☆注意事項☆

- (1) 別の補助金との併給、書類の偽造、申請する業種・事業を営むために必要な許認可を受けていないなど、虚偽申請による不正受給が発覚した場合は、交付決定を取り消します。
この場合、支援金を全額返還しなければなりません。
- (2) 要件確認のため、申請する業種・事業を営むために必要な許認可証などの提出を求めることがあります。

※本支援金は野洲市の補正予算を前提とした取り組みです。当該補正予算の議決が得られなかった場合は、事業の変更が生じることがありますのでご承知おき下さい。

(1) 対象者の要件

1ページの3. 対象者で、次のすべての項目に該当する場合は支援金の申請ができます。

□次のいずれかにも該当しないこと。

- (ア) 公共法人(法人税法(昭和 40 年法律第 34 号)別表第一に規定する法人)。
- (イ) 公益法人、特定非営利活動法人、学校法人(法人税法施行令(昭和 40 年政令第 97 号)第5条に規定する事業を行っているものを除く。)。
- (ウ) 宗教法人その他の宗教上の組織又は団体。
- (エ) 農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合。
- (オ) 政治団体又は政治後援会。
- (カ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行う事業者。
- (キ) 事業者、団体、従業員、住民等が組織した団体で、団体の目的を達成するため、事業の振興、啓発、共助、自治、親睦、交流、スポーツ、美化、慈善活動、地位向上等を行うことを主たる活動とする団体(例:商工会、工業会、労働組合、区・町内会等の自治組織等)。
- (ク) 農業・林業・漁業のみを行う事業者は対象外。
- (ケ) 青色申告会、商店会、医療法人、社会福祉法人、医師、歯科医師、助産師、労働金庫、公社。

□次の項目に該当していること。

申請者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が滋賀県暴力団排除条例(平成 23 年滋賀県条例第 13 号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しない者。

□車両燃料費を対象にした公的補助・助成金等(原油価格高騰対策に係るもの)をいずれも受けていないこと。

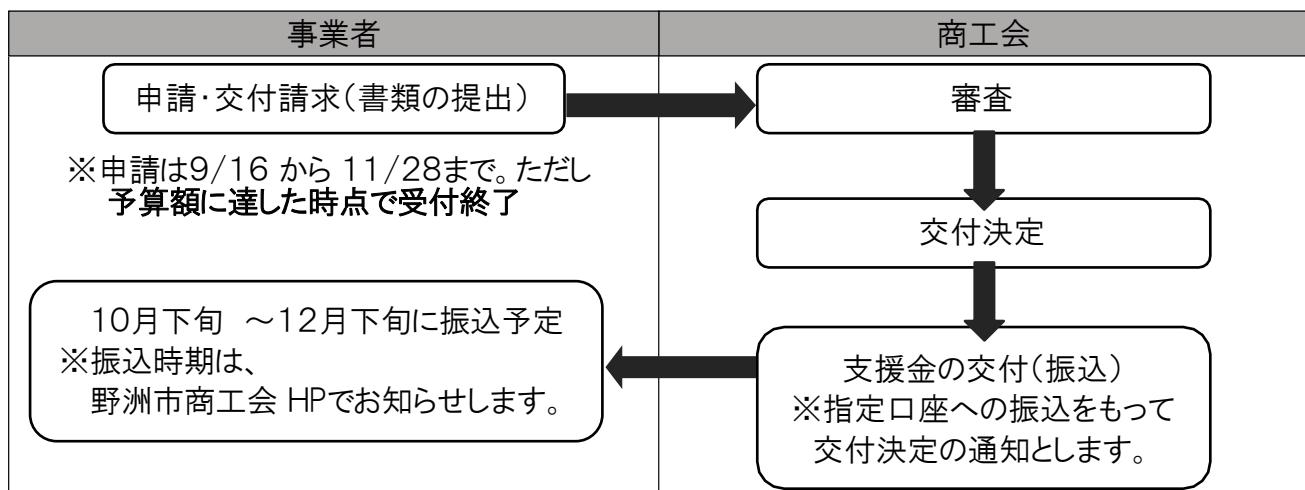
(2) 対象車両の要件

1ページの4. 対象車両に全項目で該当する場合は申請ができます。なお、申請の際には次の点にご注意ください。

- (ア) 燃料の種別は問いません。
- (イ) ローン購入等により所有権が留保される場合は、自動車検査証(電子車検証の場合は自動車検査証記録事項)の「使用者の氏名又は名称」、「使用者の住所」が(個人)事業主名義、(法人)法人名義で、「**使用の本拠の位置**」が野洲市内であれば申請できます。

2. 申請手続き

(1) 申請の流れ



(2) 受付期間

令和7年9月 16日(火)～令和7年11月 28日(金) (期間内の消印有効)。

※予算額に達した時点で受付が締め切りとなりますのでご了承下さい。

(3) 申請方法

必要書類(4ページ)を受付期間内に野洲市商工会へ郵送(1事業者1回のみ)。

※郵便事故防止等のため簡易書留等の追跡可能な方法を推奨します。

※当会のポストに直接投函された場合は、受付をいたしません。

(郵送先) 〒520-2423 野洲市西河原2400番地

野洲市商工会

「エネルギー価格高騰対策事業者支援金事業」係 宛

(4) 必要書類チェックリスト

申請書類に不備があると、再提出をお願いすることがあります。必ず事前に、このチェックリストおよび5ページの「よくある質問」で詳細を確認してください。

法 人	個人事業主
<input type="checkbox"/> 野洲市エネルギー価格高騰対策事業者支援金交付申請書兼請求書(様式第1号) <input type="checkbox"/> ※申請者欄の「業種」は日本標準産業分類の大分類(6ページ)から選んで記入してください。選ぶ業種が分からぬ場合は業務内容を記入してください。	
法 人	個人事業主
<p>★上記の申請書兼請求書に次の(ア)～(オ)を添付して提出してください。</p>	
<input type="checkbox"/> (ア)直前の事業年度の確定申告書 別表一の写し(電子申告の受信通知のあるもの、または、税務署で開示請求等により入手した書類等) <input type="checkbox"/> ※創業して間もなく確定申告をしていない場合は、(ア)に代わるものとして、次の書類を提出してください。 → 法人の現在事項全部証明書の写し(発行日から3か月以内のもの)	<input type="checkbox"/> (ア)直前の確定申告書 第一表の写し (電子申告の受信通知のあるもの、または、税務署で開示請求等により入手した書類等) <input type="checkbox"/> ※ R7.1/1～3/31の間に創業された方は、開業届の写し(電子申請された場合は受信通知、または、税務署で開示請求等により入手した書類等)を提出して下さい。
<input type="checkbox"/> (イ)自動車検査証写し(電子車検証の場合は、自動車検査証記録事項写しも要) (対象車両分全て)	
<input type="checkbox"/> (ウ)市税の完納証明書 (発行日から3か月以内の原本) <input type="checkbox"/> ※市税の完納証明書は、市役所税務課窓口(本庁舎)で申請できます。 市町により名称が異なる場合がありますが、未納がない証明ができるものを添付。	
<input type="checkbox"/> (エ)振込先口座の通帳の写し(通帳表紙と見開き) <input type="checkbox"/> ※金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人(フリガナ含む)が分かるページの写しを提出してください。	
<input type="checkbox"/> (オ)エネルギー価格高騰対策事業者支援金アンケート	
<p>※要件を確認するため、上記以外の書類の提出を求めることがあります。</p>	

(注意) 税務署での開示請求は、申請から受領まで約1カ月かかりますので早目の手続きをお願いします。

《野洲市商工会の会員でない方は、営業確認の根拠として下記の書類が必要です》

(法人:就業規則・労働者名簿・固定資産台帳・財務諸表・その他に要件を確認する為必要とする書類)
(個人:事業従事者名簿・固定資産台帳・財務諸表・その他に要件を確認する為必要とする書類)

(5) 申請書類の入手方法

申請書等は、野洲市商工会ホームページ、または野洲市商工会 窓口で入手できます。

3. よくある質問

Q1: 本社は市外ですが、事業所が市内にある場合は対象になりますか。

A1: 営業所や店舗が市内にあれば対象になります。ただし、その他の要件(対象車両: 使用の本拠の位置が「野洲市内」であること)に該当しない場合は対象なりません。

Q2: 市外在住の個人事業主が市内に事業所を持っている場合は対象になりますか。

A2: 対象になります。対象車両の要件、その他の要件を確認して申請してください。

なお、必要書類の「完納証明書」は、お住いの市町村で交付を受けてください。

Q3: 令和7年3月31日以前から引き続き市内で事業を行っていますが、来月市外へ事務所を移転します。この場合、補助の対象になりますか。

A3: 対象外です。今後も引き続き市内で事業を継続する意思があることが要件です。

Q4: 市税に滞納がありますが対象になりますか。

A4: 対象外です。滞納がないことが要件です。

Q5: 電気自動車は対象になりますか。

A5: 対象になります。燃料の種別は問いません。

Q6: 令和7年4月1日以降に登録を抹消した車両は対象になりますか。

A6: 対象外です。申請時点で所有している車両であることが要件です。

Q7: 特殊車両は対象になりますか。

A7: 対象外です。自動車検査証(電子車検証の場合は自動車検査証記録事項)の「自動車の種別」の欄が、「普通」、「小型」、「軽自動車」で、被けん引車を除く、4輪以上の車両であることが要件です。

Q8: 自動車検査証(電子車検証の場合は自動車検査証記録事項)の「使用の本拠の位置」が野洲市内でない場合は対象になりますか。

A8: 対象外です。

道路運送車両法上、「使用の本拠の位置」に変更があったときは、15日以内に、国土交通大臣の行う変更登録の申請をしなければならないこととされています。

※申請時点で変更登録の申請ができていなかった等の場合は、変更後に申請をして下さい。

Q9: 申請書に押印は必要ですか。

A9: 必要です。当該事業の申請書は、請求書を兼ねていますので、押印が必要です。

(参考)

(1) 日本標準産業分類（大分類）

申請書の申請者欄の「業種」の項目には、次の業種の中から選んで記入してください。

A 農業、林業	K 不動産業、物品賃貸業
B 漁業	L 学術研究、専門・技術サービス業
C 鉱業、採石業、砂利採取業	M 宿泊業、飲食サービス業
D 建設業	N 生活関連サービス業、娯楽業
E 製造業	O 教育、学習支援業
F 電気・ガス・熱供給・水道業	P 医療、福祉
G 情報通信業	Q 複合サービス事業
H 運輸業、郵便業	R サービス業（他に分類されないもの）
I 卸売業・小売業	T 分類不能の産業
J 金融業・保険業	

(2) 中小企業基本法に定められた中小企業とは下記の表に該当する事業所
(中小企業者と小規模企業者)となります。

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者 常時使用する 従業員の数
	資本金の額又 は出資の総額	常時使用する 従業員の数	
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

野洲市エネルギー価格高騰対策事業者支援金交付申請書兼請求書

令和7年〇月〇日

野洲市商工会長 宛

提出日を記入。

(申請者) ※令和7年3月31日時点から引き続き市内に事業所を有し、今後も市内で事業を継続する意思の有る者

漏れのないよう 記入してください。 日本標準産業分類（大分類） から該当するものを選んで記入（分類表は申請要領6ページ）。 選ぶ業種が分からぬ い場合は、業務内容を書いてください。 平日の日中に連絡のつく電話番号を記入。	申請者種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 個人事業主
	所在地又は住所	〒520-2423 野洲市西河原2400番地
	法人名又は屋号	株式会社 野洲
	代表者氏名 ※押印はスタンプ印不可	野洲 花子 押印を忘れずに。 スタンプ印不可です。 <small>印</small>
	事業所の所在地 又は住所	〒520-2423 野洲市西河原2400番地
	業種	〇〇業
野洲市商工会会員ですか	・会員である <input type="checkbox"/> 会員でない <input checked="" type="checkbox"/>	
連絡先	電話番号: 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 担当者氏名: 野洲 太郎 メールアドレス: 〇〇@〇〇.jp	

野洲市エネルギー価格高騰対策事業者支援金の交付を受けたいので、「5 誓約事項」に同意したうえで、下記のとおり申請します。

記

申請額を記入。法人の場合
申請額=申請車両数×20,000円
※上限5台、10万円。

- 支援金交付申請額 60,000 円 ※申請車両数 3 台×20,000円。
- 申請車両情報（上限:個人事業主1台、法人5台）
※対象となる車両は次のすべてを満たすものです。
 (ア) 申請者がその業務を行う上で所有している車両であること。
 (イ) 所有車両は、(個人)個人事業主名義、(法人)法人名義の車両であること。自動車リースの場合は自動車検査証(電子車検証の場合は自動車検査証記録事項)の「使用者」の欄が(個人)個人事業主名義(法人)法人名義の車両であること。
 (ウ) 自動車検査証(電子車検証の場合は自動車検査証記録事項)の「自動車種別」の欄が「普通」「小型」「軽自動車」のいずれかで、4輪以上の車両であること。また、要領のP1の「4. 対象車両」に全項目該当すること。

申請車両数 ※上限 5 台。下表に内訳を記入してください。		内訳を記入 <u>3台</u>	
申請車両内訳			
No.	車両番号	自動車の種別	燃料の種別
1	滋賀 300 あ 〇〇〇〇	<input type="checkbox"/> 軽自動車 <input type="checkbox"/> 小型 <input checked="" type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> ガソリン <input checked="" type="checkbox"/> 軽油 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> その他
2	滋賀 500 い 〇〇〇〇	<input type="checkbox"/> 軽自動車 <input checked="" type="checkbox"/> 小型 <input type="checkbox"/> 普通	<input checked="" type="checkbox"/> ガソリン <input type="checkbox"/> 軽油 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> その他
3	滋賀 580 う 〇〇〇〇	<input checked="" type="checkbox"/> 軽自動車 <input type="checkbox"/> 小型 <input type="checkbox"/> 普通	<input checked="" type="checkbox"/> ガソリン <input type="checkbox"/> 軽油 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> その他
4		<input type="checkbox"/> 軽自動車 <input type="checkbox"/> 小型 <input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> ガソリン <input type="checkbox"/> 軽油 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> その他
5		<input type="checkbox"/> 軽自動車 <input type="checkbox"/> 小型 <input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> ガソリン <input type="checkbox"/> 軽油 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> その他

(裏面につづく)

3. 振込先 ※申請者名義(法人名義又は個人事業主名義)の口座に限る。

金融機関名	□□銀行				支店名	○○支店				預金種別	<input checked="" type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座		
口座名義人	カ ナ	カ)	ヤ ス											
	(カナ欄は、姓と名の間にスペース、濁点「」は1文字で記入)													
名義 株式会社 野洲														
金融機関 コード	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	口座番号 (右詰めで記入)				1	2	3	4	5	6
支店 コード	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>										

4. 添付書類

法 人	個人事業者
(ア)直前の事業年度の確定申告書 別表一の写し (電子申告の受信通知のあるもの、または、税務署で開示請求等により入手した書類等) ※創業して間もなく、確定申告をしていない場合は(ア)に代わるものとして、次の書類で事業実態を確認します。 → 法人の 現在事項全部証明書 の写し(発行日から3月以内) (イ) 自動車検査証写し(電子車検証の場合は自動車検査証記録事項の写しも要)(対象車両全て) (ウ) 市税の完納証明書(発行日から3か月以内の原本) (エ) 振込先口座の通帳の写し(通帳表紙と見開き) (オ) エネルギー価格高騰対策事業者支援金アンケート	(ア) 直前の確定申告書 第一表の写し (電子申告の受信通知のあるもの、または、税務署で開示請求等により入手した書類等) ※ R7.1/1~3/31の間に創業された方は、開業届の写し(電子申請された場合は受信通知、または、税務署で開示請求等により入手した書類等)を提出して下さい (イ) 自動車検査証写し(電子車検証の場合は自動車検査証記録事項の写しも要)(対象車両全て) (ウ) 市税の完納証明書(発行日から3か月以内の原本) (エ) 振込先口座の通帳の写し(通帳表紙と見開き) (オ) エネルギー価格高騰対策事業者支援金アンケート
※交付要件を確認するため、上記以外の書類の提出を求めることがあります。	

(注意) 税務署での開示請求は、申請から受領まで約1ヶ月かかりますので早目の手続きをお願いします。

«野洲市商工会の会員でない方は、営業確認の根拠として下記の書類が必要です»

(法人:就業規則・労働者名簿・固定資産台帳・財務諸表・その他に要件を確認する為必要とする書類)

(個人:事業従事者名簿・固定資産台帳・財務諸表・その他に要件を確認する為必要とする書類)

誓約事項をよく読んだうえで申請して下さい

5. 誓約事項(確認のうえして下さい)

- 申請内容に一切の虚偽はありません。
- 申請内容の虚偽又は錯誤等により、交付の要件に該当しないことが判明した場合は、支援金を返還します。
- 申請者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が滋賀県暴力団排除条例(平成23年滋賀県条例第13号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者に該当しません。
- 市税及びこれに付随する延滞金等に滞納はありません。
- 補助対象経費について他の公的制度に基づく補助金を受けていません。

令和7年 月 日

野洲市商工会長 宛

(申請者) ※令和7年3月31日時点から引き続き市内に事業所を有し、今後も市内で事業を継続する意思の有る者

申請者種別	<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 個人事業主
所在地又は住所	〒 -
法人名又は屋号	
代表者氏名 ※押印はスタンプ印不可	(印)
事業所の所在地 又は住所	〒 -
業種	
野洲市商工会員ですか	・会員である <input type="checkbox"/> 会員でない <input type="checkbox"/>
連絡先	電話番号: 担当者氏名: メールアドレス :

野洲市エネルギー価格高騰対策事業者支援金の交付を受けたいので、「5. 誓約事項」に同意したうえで、下記のとおり申請します。

記

1. 支援金交付申請額 _____ 円 ※申請車両数 _____ 台 × 20,000 円。

2. 申請車両情報(上限:個人事業主 1台、法人 5台)

※対象となる車両は次のすべてを満たすものです。

(ア) 申請者がその業務を行う上で所有している車両であること。

(イ) 所有車両は、(個人)個人事業主名義、(法人)法人名義の車両であること。自動車リースの場合は自動車検査証(電子車検証の場合は自動車検査証記録事項)の「使用者」の欄が(個人)個人事業主名義(法人)法人名義の車両であること。

(ウ) 自動車検査証(電子車検証の場合は自動車検査証記録事項)の「自動車種別」の欄が「普通」「小型」「軽自動車」のいずれかで、4輪以上の車両であること。また、要領のP1の「4. 対象車両」に全項目該当すること。

申請車両数 ※上限 5 台。下表に内訳を記入してください。		台	
申請車両内訳			
No.	車両番号	自動車の種別	燃料の種別
1		<input type="checkbox"/> 軽自動車 <input type="checkbox"/> 小型 <input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> ガソリン <input type="checkbox"/> 軽油 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> その他
2		<input type="checkbox"/> 軽自動車 <input type="checkbox"/> 小型 <input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> ガソリン <input type="checkbox"/> 軽油 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> その他
3		<input type="checkbox"/> 軽自動車 <input type="checkbox"/> 小型 <input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> ガソリン <input type="checkbox"/> 軽油 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> その他
4		<input type="checkbox"/> 軽自動車 <input type="checkbox"/> 小型 <input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> ガソリン <input type="checkbox"/> 軽油 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> その他
5		<input type="checkbox"/> 軽自動車 <input type="checkbox"/> 小型 <input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> ガソリン <input type="checkbox"/> 軽油 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> その他

(裏面につづく)

3. 振込先 ※申請者名義(法人名義又は個人事業主名義)の口座に限る。

金融機関名							支店名							預金種別	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座		
口座名義人	カ	ナ																
	(カナ欄は、姓と名の間にスペース、濁点「゛」は1文字で記入)																	
	名義																	
金融機関 コード					口座番号 (右詰めで記入)													
支店 コード																		

4. 添付書類

法人	個人事業者
(ア)直前の事業年度の確定申告書 別表一の写し (電子申告の受信通知のあるもの、または、税務署で開示請求等により入手した書類等)	(ア)直前の確定申告書 第一表の写し (電子申告の受信通知のあるもの、または、税務署で開示請求等により入手した書類等)
※ 創業して間もなく、確定申告をしていない場合は、(ア)に代わるものとして、次の書類で事業実態を確認します。 → 法人の 現在事項全部証明書の写し (発行日から3月以内)	※ R7.1/1～3/31の間に創業された方は、開業届の写し(電子申請された場合は受信通知、または、税務署で開示請求等により入手した書類等)を提出して下さい。
(イ) 自動車検査証写し(電子車検証の場合は自動車検査証記録事項の写しも要)(対象車両全て) (ウ) 市税の完納証明書(発行日から3か月以内の原本) (エ) 振込先口座の通帳の写し(通帳表紙と見開き) (オ) エネルギー価格高騰対策事業者支援金アンケート	(イ) 自動車検査証写し(電子車検証の場合は自動車検査証記録事項の写しも要)(対象車両全て) (ウ) 市税の完納証明書(発行日から3か月以内の原本) (エ) 振込先口座の通帳の写し(通帳表紙と見開き) (オ) エネルギー価格高騰対策事業者支援金アンケート
※交付要件を確認するため、上記以外の書類の提出を求めることがあります。	

（注意）税務署での開示請求は、申請から受領まで約1ヶ月かかります

(法人:就業規則・労働者名簿・固定資産台帳・財務諸表:その他に要件を確認する為必要

(個人・事業従事者名簿・固定資産台帳・財務諸表・その他に要件を確認する為必要とする書類)

（三）在本办法施行前，已经完成登记的，由登记机关按照本办法的规定重新登记。

□ 申請内容に一切の虚偽はない

- 申請内容の虚偽又は錯誤等により、交付の要件に該当しないことが判明した場合は、支援金を返還します。
 - 申請者の代表者、役員又は使人その他の従業員若しくは構成員等が滋賀県暴力団排除条例（平成23年滋賀県条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者に該当しません。
 - 市税及びこれに付随する延滞金等に滞納はありません。
 - 補助対象経費について他の公的制度に基づく補助金を受けていません。

「野洲市エネルギー価格高騰対策事業者支援金事業」アンケート

事業所名

代表者名

▽今後事業を実施するために活用させていただきますので、ご協力をよろしくお願ひいたします。

下記の質問にあてはまるものを1つ選んでください。

(1) 令和7年、令和8年において設備投資を行なわれるご予定はありますか。

ア. 令和7年度で計画している イ. 令和8年度で計画している ウ. 計画していない

(計画されている場合は、どのような設備投資なのかを差支えがなければお聞かせください。)

(2) 自社商品または開発中の商品について、展示会等の販路開拓支援を希望されますか。

ア. 希望する イ. 希望しない

(差支えがなければ商品内容についてお聞かせください。)

(3) 雇用人員の状況についてお伺いします。人材不足を感じていますか。

ア. 感じている イ. 感じていない

(4) 人材募集はされていますか。

ア. はい イ. いいえ ウ. したいと思っている

(5) 人材募集するのにどのような支援が必要ですか。

ア. 求人募集費用の助成

優先順位が高い順に1からご記入下さい。

イ. 人材育成

ウ. 福利厚生設備導入助成（従業員休憩場等）

エ. 職場環境設備

オ. 賃上助成

カ. その他（

1	2	3

)

(6) 事業活動を行われるうえで、どのような補助金や施策等があれば利用したいと思われますか。

ご意見をお聞かせください。

(自由にご記入ください)

貴重なご意見をいただきありがとうございました。